

平成28年(2016年)度 京都府予算編成に対する要望書

平成27年(2015年)11月 公明党京都府議会議員団



京都府知事 山田 啓二 様

平成28年度京都府予算編成に対する予算要望

『地域創生戦略の着実な実行で、人が輝く京都府政の推進を』

本府では、少子高齢化と人口減少という社会構造と時代の大きな変化の中、従来の施策を抜本的に見直しながら少子化対策や地域包括ケアを推進し、支え合う安心の地域づくり再構築に取り組んできたところである。

そして今、新たな価値を創造し、京都の未来を拓く、京都版地域創生戦略を具体的にどう実行していくのかが大きな課題となっている。

京都ならではの歴史と伝統、国際力、産業力、地域力、若者力などを存分に発揮していくため、人づくり、仕事づくり、交流づくり、地域づくりなどを推し進める予算の編成がいよいよ求められている。

地域創生の眼目はどこまでも「人」であり、希望と幸福が実感できる社会の構築、京都府民がより一層活躍できる施策の展開とならなければならない。

また、京都経済の活性化、中小企業への支援、防災減災対策の強化、社会保障の充実など、喫緊の課題には臨機に対応すべきである。

公明党議員団は、直面する諸課題を的確に捉え、府民福祉の向上と安心安全の確立に全力で取り組むとともに、京都の未来を拓く地域創生戦略を強力にかつ着実に進めなければならないと考え、ここに平成28年度予算要望を行う。

よって山田知事におかれては、この要望を予算編成に反映されることを、強く要望する。

平成27年11月

公明党京都府議会議員団

団長 村井 弘

代表幹事 林 正樹

山口 勝／諸岡 美津／小鍛治 義広

重点要望項目



1) 地域創生戦略の推進に係る市町村との連携強化

「京都府地域創生戦略」の推進においては、市町村の創生戦略と整合性を図り、緊密に連携すること。

2) 総合的な防災対策の推進

防災対策においては、「災害からの安全な京都づくり条例(仮称)」に即し、総合的な防災対策をより一層推進すること。

3) 中小企業支援の強化

京都企業の活性化のため、販路拡大・設備投資・技術革新・制度融資などの分野で、特色ある支援を行うこと。

4) 地方版「政労使会議」による賃上げ

中小・小規模企業及びそこで働く人を支援するため、既存会議体の強化をはかり、地方版「政労使会議」を開催して賃金上昇が図られるよう府として取り組むこと。

5) 女性が活躍する社会の構築

「輝く女性応援京都会議」が配置する「女性活躍応援マネージャー」を活用し、企業、自治体での女性の登用を推進するとともに、多様な働き方の普及や再就職支援等、女性が活躍できる環境の整備を図ること。

6) 少子化対策の推進

少子化対策の推進においては、出会い、結婚、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない総合的かつ抜本的な対策を講じること。また、関連する施策や取組が効果的に実施されるよう、国、市町村、関係機関と連携を図ること。

7) 就学前の教育・保育に係る人材確保・待遇改善

就学前の教育・保育充実のため、幼稚園教諭、保育士の人材確保策を一層強化し、その待遇改善にむけた取組を推進すること。

8) 高齢者が生きがいを感じる社会の構築

高齢者の就労支援、NPO・地域活動などの社会参加、生涯学習を促す施策をより積極的に展開すること。

9) 大人の救急電話相談事業の導入

救急医療情報の充実・強化を図り、適切な救急医療が受けられるよう、「大人の救急電話相談事業」の導入を図ること。

10) 障がいの有無にとらわれない共生社会の構築

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に係るガイドラインや広報については、障がい当事者の意見も踏まえ、適切な運用となるよう努めること。

11) 森林環境税導入に際する説明責任と効果的な事業展開

森林環境税導入の際には、税の趣旨に対する府民理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、その用途においては森林保全、災害対策、林業振興の分野で効果を発揮させる事業を展開すること。

12) 「京都スタジアム(仮称)」の整備充実

「京都スタジアム(仮称)」の設計・建設においては、その進捗状況について丁寧な説明に努め、府民の理解を図ること。また、スタジアムの整備が地域の活性化や自然との共生に資するよう施策を展開すること。

13) マイナンバー制度の安全対策を推進

マイナンバー制度の導入においては、制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得、個人情報の漏えいや不正利用への十分な対策を講じること。

14) ヘイトスピーチ対策の構築

ヘイトスピーチを許さない断固たる姿勢を宣言し、有効な対策を講じること。

15) 自転車の安全な利用の推進

自転車の安全な利用の推進にむけては、危険行為に関する街頭啓発や指導・取締を強化すること。あわせて、保険への加入を推進するとともに、自転車免許証制度の導入などを通じて安全運転教育を拡充すること。

16) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進し、次世代エネルギーの開発により、原子力発電縮小を現実化すること。

17) 不登校への支援拡充

不登校対策については、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進するとともに、フリースクールとの連携を図るなど、不登校の子どもが生き生きと学べる環境の整備に取り組むこと。

18) 若者の政治参加を促進

18歳選挙権の実現に合わせ、初等・中等教育での主権者教育を推進するとともに、大学キャンパス内等への期日前投票所の設置など、投票環境の向上を通じて若者の政治参加を促進すること。

予算要望項目

不断の行財政改革と地方分権の推進

1. 知事部局職員、教員、警察官をはじめ、すべての京都府職員の倫理観の向上、綱紀粛正を図る研修などを通じて、違法行為や不祥事を根絶するための施策を講じること。
2. 税機構の運営にあたっては構成団体との連携を強化するとともに、納税者に対するより丁寧な相談体制を拡充し、徴収率の向上及び滞納額のさらなる減少に結びつけること。
3. 「統一的な基準による地方公会計の整備促進」の取組を通じて、「財政の見える化」の推進、説明責任の充実、柔軟な財政運営に取り組むこと。あわせて、市町村の取組を支援すること。
4. あらゆる分野で女性の現場力が発揮できるよう、とりわけ自治体の幹部職員、防災会議委員をはじめとする各委員会等での女性の登用を積極的に推進すること。

経済・産業の活性化と雇用の安定

1. 制度融資については、経済環境の変化に柔軟に対応し、関係機関との連携を強化しつつ、中小企業の実情に即したきめ細やかな相談を通じて支援すること。
2. 中小・小規模企業の経営向上を図るため、京都府、京都産業21、商工会議所、商工会との連携を一層強化し、企業へのサポート体制を強化すること。
3. 伝統・地場産業の継続・発展のため、後継者・担い手の育成を推進し、あわせて、販路拡大のため、観光・流通業などとの異業種連携を図ること。
4. 伝統産業の生産過程を支える道具については、供給が維持できるよう道具職人の支援策を強化すること。
5. 府内企業の新分野への進出を応援するため、伝統産業と先端産業の融合や異業種交流を強化するとともに、中小企業技術センターの機能充実を図り、新製品開発や新産業創出に取り組むこと。
6. 映画・映像、ゲーム・マンガ、アニメなどのコンテンツ産業振興のため、クロスメディアの促進を図り、自治体、大学等との連携体制を強化し、新産業創出の取組を進めること。
7. 海外ビジネスの推進にあたっては、JETRO事務所と連携を図りつつ、中小企業のネットワーク化、プラットフォームの構築、海外販路開拓のニーズ調査などを通じて、その支援を拡充すること。あわせて、海外企業の誘致においても、投資環境の整備を行うなど、より積極的に取り組むこと。

8. 各地域の実情に即した地域経済の活性化と産業振興策の拡充を図ること。
 - (1)「海の京都」事業の推進にあたっては、各自治体の特色を生かし、広域観光につながる基盤整備やプロモーションに取り組むこと。
 - (2)丹後地域の産業振興のため、伝統ある機械金属加工等の技術集積の基盤を生かし、ものづくり産業を中心に企業立地や起業支援を進めること。
 - (3)中丹地域の産業振興のため、京都舞鶴港を活用し、観光クルーズや海外との貿易拡大による物流産業などの集積や、綾部地域の産業集積地域への企業立地を促進すること。
 - (4)「森の京都」事業の推進にあたっては、里山の保全をはじめ、林業の活性化、森の魅力をアピールし、観光につなげるなどの施策展開を図ること。
 - (5)南丹地域の産業振興のため、「京都新光悦村」事業の推進を強化し、その特徴を生かした起業支援を積極的に進めること。
 - (6)「お茶の京都」事業の推進にあたっては、宇治茶ブランドの向上にむけた取組を強化し、販路拡大を図るとともに、世界文化遺産登録の実現をめざすこと。
 - (7)府域南部の産業振興のため、新名神の整備を視野に入れた産業集積地の新たな開発、「関西文化学術研究都市」の特区構想の推進と生産機能の強化、産学公連携による環境・農業・ハイテク分野での新産業の創出を図ること。
9. 障がい者の実態に即した相談から就労、定着までの総合的な支援を行うとともに、未達成企業に対する理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など就労に係る総合的なサポートを行うこと。
10. ワークライフバランス社会実現のため、企業や労働者の取組を積極的に支援するとともに、企業への「産休・育休制度」「介護休業制度」を普及・拡大し、多様な働き方に対応した子育て支援や介護支援等を積極的に推進すること。
11. 京都府内でのいわゆるブラック企業の実態掌握を進め、劣悪な労働環境が発生しないよう、国の施策と連動を図り、府としての対策を強化すること。



いのち・健やかな京都づくり

1. 災害拠点病院に加え、災害時に医療対応を行う主要病院においては、その耐震化と自家発電設備等のライフライン確保を図るための施策を拡充すること。
2. 小児科・産科等、特定診療科や地域偏在による医師不足対策を強化するとともに、安心して医療を受けられる体制整備を図ること。
3. 救急医療・搬送体制の強化においては、ドクターカーの導入を図り、より一層の充実強化を図ること。

4. がん対策の充実・強化をさらに図ること。
 - (1) がん対策の推進においては、がん検診受診率向上による早期発見・治療の推進、がん登録の推進、がん教育、就労支援、患者・家族への支援、がん相談窓口の充実、緩和ケアの充実など、総合的ながん対策を講じること。
 - (2) 京都府立医大附属病院に建設予定の永守記念最先端がん治療研究センターにおける陽子線治療等の費用については、府民負担の軽減を図るよう取り組むこと。
 - (3) 小児がん対策においては、小児がん拠点病院を中核とし、地域医療機関との連携体制を構築するとともに、長期フォローアップ体制の構築、教育・就労支援、家族支援など総合的な取組を強化すること。
 - (4) 口腔がんの早期発見・早期治療を推進するため、府民の知識向上を図る啓発事業に取り組むこと。
5. 指定難病が拡大したことから、制度の周知、新たな医療費助成制度の運営、医療体制の整備、療養生活支援、相談体制の充実強化、就労支援などを行うこと。また、小児慢性特定疾病の患者が成人しても切れ目のない医療並びに自立支援が受けられるよう対策を強化すること。
6. 指定難病対象外の疾病についても、府民や医療関係者への理解促進や啓発、早期診断につなげるための医療体制の構築、患者への各種支援について取り組むこと。
7. ヘルプマークの導入においては、障がい・難病・慢性疾病等の当事者団体、交通事業者などと連携を図りながらマークの作成や広報啓発のあり方などを十分検討するとともに、広く府民に周知すること。
8. 脳脊髄液減少症については、教育現場への理解を図り、府民に対しても広く周知啓発を行うこと。
9. 高次脳機能障がいについては、リハビリ体制、医療・福祉連携、生活就労支援、障がい児への教育支援など、実態に即した支援体制の構築及び拡充を図ること。
10. 発達障がい児・者の支援については、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。さらに、親支援、居場所づくりについても対策を講じること。
11. 発達障がいの5歳児健診については、すべての幼稚園、保育所で完全実施できるよう推進すること。ペアレントトレーニングについても全市町村での実施にむけた体制を構築すること。
12. 精神障がい者及び家族に対するアウトリーチ型アプローチによる相談・診療体制を構築・強化していくこと。あわせて、2次医療圏における精神医療システムの格差解消を図るとともに、地域移行・定着支援を拡充すること。
13. 障がい者の福祉的就労における工賃向上については、工賃向上計画の目標達成にむけ、より一層の取組を拡充すること。
14. 内部障がい者への社会的理解を促進し、社会参加のための施策を講じること。

15. 各世代の歯科疾患の特性に応じた事業を展開するとともに、障がい児・者や要介護者などへの口腔ケアや歯科医療を推進すること。
16. 高齢者支援策の充実・強化をさらに図ること。
 - (1) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険三施設等の基盤整備により入所待機者の解消を図るとともに、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等を整備・拡充すること。
 - (2) 高齢者の権利擁護については、市町村や関係団体と連携を図りつつ、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を促進すること。高齢者虐待については、関係機関のネットワークを強化し、予防、被害発見、通報及び相談体制の拡充を図ること。
 - (3) 認知症対策においては、認知症疾患医療センター、認知症サポート医の養成やかかりつけ医の研修など、医療体制の整備と人材育成に努めること。あわせて、高齢者見守りネットワークの拡充を図り、認知症高齢者の徘徊や安否確認、孤独死などへの対応力向上に努めること。
 - (4) 介護従事者が安心して継続的に働けるよう、賃金引き上げやキャリアアップ支援などのさらなる処遇改善を国に求めるとともに、京都府の支援策を強化すること。
 - (5) 地域支援事業の展開においては、地域包括ケアシステムの強化を図り、地域間格差を是正するなど市町村への支援策を講じること。
17. 若年性認知症については、患者とその家族に対する就労や医療・介護など生活全般への支援が行えるよう体制を整備すること。
18. 子ども・子育て支援策の充実・強化をさらに図ること。
 - (1) 潜在的な需要も含め待機児童の解消が実現できるよう供給体制を整備すること。また、延長、夜間、一時、ターミナル、病時・病後児など多様な保育ニーズに対応する事業を拡充するとともに人材確保に取り組むこと。
 - (2) 不妊症及び不育症への支援においては、適切な相談・検査・治療が行われるよう、その体制を強化すること。
 - (3) 多胎児妊娠・出産が多い京都において、妊娠時の検診助成拡充、乳幼児期の育児支援など多胎児支援の体制を強化していくこと。
19. 子育て支援医療助成制度については、入院通院とも中学3年生まで実質無料化ができるよう関係市町と連携しつつ一層の拡充を図るとともに、京都府としては国の制度としての実現を求めること。
20. 小学生歯科医療費の公費負担並びに不正咬合の矯正治療費の助成制度を創設すること。
21. ひとり親家庭の自立支援においては、子育て、生活、就労など、包括的に支援できる体制を、市町村との連携を図りながら構築強化すること。

- 22.** 社会的擁護においては、施設養護の充実並びに小規模化・地域分散化を図るとともに、家庭的養護への拡充にむけて、里親委託の推進やファミリーホームの設置促進に取り組むこと。
- 23.** 感染症対策の充実・強化をさらに図ること。
- (1) 新型インフルエンザ対策については、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、パンデミックに備えた体制の構築を早急に行うこと。
 - (2) 新型・再興感染症に対する発生予防と蔓延の防止、医療提供体制の確保、感染症指定医療機関との連携など、危機管理体制の整備や対応能力向上に取り組むこと。
 - (3) 年々増加傾向にあるHIV/AIDSの感染・発症者数を抑制するため、啓発活動を拡充するとともに、検診受診者数増にむけた効果的な取組を推進すること。
 - (4) 成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種に関し、高齢者を対象とした支援事業を実施すること。
 - (5) 予防接種によって発生及び蔓延が予防できる感染症については、積極的な予防勧奨を行うこと。
- 24.** HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型)について、母子感染防止に関する啓発など情報提供を拡充するとともに、相談体制の充実を図ること。
- 25.** 自殺対策については、条例に即し、自殺予防府民運動の展開、自殺念慮・未遂者の居場所となる「いのちのシェルター」づくりをはじめとする危機介入・相談体制の充実、自死遺族への支援、ゲートキーパーの育成など、実効性ある施策を講じること。
- 26.** うつ病対策においては、教育現場における広報啓発、発生予防、早期相談・受診、訪問支援、社会復帰プログラムの整備など、総合的な対策を推進すること。
- 27.** 危険ドラッグを含む薬物乱用を防止するため、違法製造やインターネット販売等の摘発強化に努めること。あわせて、教育機関における予防教育、地域社会における啓発活動を拡充するとともに、薬物依存者に対する相談・治療・支援体制の強化を図ること。



安心・安全の京都

- 1.** 原発事故に備え、広域避難計画に基づくPAZ及びUPZ内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
- 2.** 東日本大震災に係る被災地の復旧復興を支援するとともに、被災者への支援を継続的に行うこと。とりわけ、府内避難者については、その要望も踏まえつつ、住宅・就学・就労など生活全般にわたるきめ細やかな支援を継続すること。

3. 米軍経ヶ岬通信所の設置に係る治安、交通対策や環境整備などの諸課題について、国と連携を図りつつ、その解消に努めること。あわせて、米軍関係者と地域住民との良好な関係が構築できるよう、京丹後市とも連携を図りつつ、その取組を支援すること。
4. 災害対策の充実・強化をさらに図ること。
 - (1) 災害時要配慮者対策については、各市町村と連携を図りつつ、名簿の作成、個別避難計画の策定、福祉避難サポーター・サポートリーダー等の人材養成を強化すること。
 - (2) 避難所における公的備蓄を拡充するとともに、電力・水の確保、通信インフラ等整備による情報収集・発信体制の確保、ユニバーサルデザイン化、福祉避難所の整備を図るなど、防災機能の強化に取り組むこと。
 - (3) 京都BCP行動指針の策定にあたっては、市町村のBCP策定を支援するとともに、中小・小規模企業のBCP作成が進むよう関係団体とも連携を図りながら、支援を拡充すること。
 - (4) 京都府災害ボランティアセンターが行う平常時の活動を支援するとともに、災害時に被災地ニーズとボランティアとのマッチングがスムーズに行われるよう、対応体制を強化すること。
 - (5) 大規模災害発生後の稼働が求められている被災者支援システムについては、国・市町村と連携を図りながら早急に構築すること。
 - (6) 災害発生時の帰宅困難者対策や観光客対応については、事業者・市町村と連携を図りながら、その体制整備に努めること。
 - (7) 土砂災害防止対策としてメンテナンス費用や景観の観点からも、可能な場所は土砂擁壁も導入すること。
 - (8) 災害時における避難情報提供などの情報発信においては、国・市町村、メディア等と連携を図りつつ、府民が生命を守るための避難行動に資するものとなるよう改善すること。
 - (9) 日本海側での津波想定を踏まえ、海岸堤防・護岸、避難施設・避難路などハード面での整備とともに、津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、情報提供体制の整備などソフト面での取組を強化すること。
 - (10) 国直轄河川の早期整備を求め、府管理河川の早期整備に取り組むとともに市町村管理河川の整備についても、府としての支援を強化すること。あわせて、地域の状況を踏まえた多様な雨水貯留浸透対策の導入を促進すること。
 - (11) 土砂災害の警戒区域、特別警戒区域の指定を早期に進めるため、市町村と連携し、地域住民には丁寧な説明を行い、手続き等がスムーズにいくよう対策を講じること。

5. サイバーセキュリティ対策においては、多様化するサイバー犯罪の検挙に取り組むとともに情報提供・相談体制の充実を図ること。サイバー攻撃に対しては関係機関や民間事業者等と連携した抑止対策を強化すること。
6. 現下の暴力団情勢を踏まえ、関連法・条例等を効果的に活用しながら暴力団犯罪の取り締りを強化するとともに、府民が対立抗争事件などに巻き込まれないよう安心安全の確保に努めること。
7. 特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、その摘発検挙に努めること。
8. 人口比で高い水準にあり、低年齢化している少年の非行防止対策においては、教育機関との連携や街頭啓発等の強化に取り組むこと。また、非行少年の立ち直りを支援するための施策を拡充すること。
9. ストーカーやDV事案に対しては迅速に対処するとともに、女性警察官も積極的に活用するなどして被害者の心情に寄り添う対応になるよう努めること。また、関係部局との連携も強化すること。
10. 痴漢・盗撮や悪質な性犯罪を抑止するため、多発地域でのパトロールを強化するなど実効性ある取組を進めること。あわせて、被害者が相談しやすい体制の強化に努めること。
11. 青色防犯パトロールの運行をはじめ、地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
12. 子どもが安心して生活できる地域づくりを推進するため、警察、学校、地域との連携のもと、犯罪が発生しやすい区域や通学路、危険箇所の実効性ある総点検を実施し、スクールガードの配置や防犯カメラの設置等、地域の特性に応じた体制整備を図ること。
13. 防犯カメラの設置については、犯罪防止や捜査での活用にも有効であることから設置促進を図ること。その管理運用においては、京都府のガイドラインも踏まえ、プライバシーの保護など人権が侵害されないよう情報提供や助言を行うこと。
14. いじめの未然防止、早期発見、対処、重大事態に対する取組を強化すること。あわせて、私立学校との協調を図ること。
15. 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。あわせて、自主防災組織の充実強化を図ること。また、消防団員の国籍条項については実情を踏まえ、その撤廃を図ること。
16. 食の安心安全を確立するため、検査・監視・指導・相談体制等、総合的な対策を拡充すること。あわせて、地産地消を推進する施策を講じること。



教育と文化の輝く京都

1. 私立高等学校あんしん修学支援制度については、所得基準の対象をさらに拡充するとともに、他府県に通学する生徒についても対象範囲を拡大するよう努めること。
2. 私立幼稚園・学校の施設耐震化においては、その診断・改修等を積極的に支援し、幼児・児童生徒の安心安全を確保すること。
3. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
4. 府立高校の今後のあり方については、全日制・定時制・通信制の特色を生かし、個性化・多様化している生徒のニーズと生徒数減少に対応できるよう取り組むこと。
5. 教職員の資質向上を図るため、養成から研修に至る総合的で一貫性のある取組を推進すること。あわせて、教職員の事務負担を軽減するため、事務作業の効率化・簡素化などに取り組むこと。
6. 図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
7. 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、食育の充実を図ること。また、学校給食においては基礎自治体の取組を支援すること。
8. プレスクール事業の実施においては、家庭や幼稚園・保育所との連携を密にしながら推進を図り、小1プロブレムの解消に努めること。また、小・中連携の強化により、中1ギャップの解消への取組を拡充すること。
9. 特別支援教育においては、適切な人員配置を図ること。パソコンやマルチメディア・デージー教科書導入の推進、また、個別の状況も踏まえたクラブ活動の充実など、教育環境の整備に取り組むこと。
10. 医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の学校で学習できるよう、施設・設備の整備や看護師等の人員配置を支援すること。
11. アレルギー疾患対策については、学校、幼稚園、保育所、学童保育等が、「適切な医療的、福祉的、教育的配慮」に努めるよう徹底を図るとともに、学校等と医療機関との連携、教職員の研修などを通じて対策を強化すること。
12. 学校施設の整備においては、環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したICT化などを推進すること。
13. 学校教育における防災・キャリア・司法・国際理解等、各種の教育を通じて、児童生徒が安全や健康、社会生活に不可欠な知識や知恵を身につけることができる教育を推進すること。
14. 多文化共生社会の担い手を育成するため、高校生の留学や海外語学研修などへの支援を拡充するとともに、国際バカロレアの導入やスーパーグローバルハイスクールの取組を積極的に進めること。

15. 青少年のインターネット利用においては、出会い系・コミュニティサイトに起因する犯罪被害に巻き込まれないよう、情報リテラシー教育などを通じた児童生徒の情報活用力の向上を図るとともに、保護者への啓発にも取り組むこと。
16. ひきこもり対策においては、アウトリーチ型支援、家族へのサポートなど、学校や関係団体とも連携を図りつつ、相談・支援体制を拡充すること。また、「中間的就労」の場を開拓するなどして支援すること。
17. 子どもの貧困対策計画においては、低所得者世帯への学習支援等を実施するとともに、就学に関する経済的支援の拡充を図ること。
18. 運動施設・設備の整備を着実に進めるとともに、競技力の向上と府民の健康づくりに資するスポーツの振興を支援すること。あわせて、スポーツ観光の振興を図り、地域の活性化につなげていくこと。
19. 障がい者スポーツの振興においては、対応できるスポーツ施設の整備、指導者の育成、スポーツ参加機会の拡大と交流の促進、競技力の向上などに取り組み、支援体制を強化すること。
20. 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するため、公演の充実を図るとともに、その活動や人材育成への支援を拡充すること。
21. ユネスコスクールの加盟推進を図るとともに、環境や防災、平和など、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を拡充すること。



環境先進の京都

1. 水素自動車をはじめとする次世代自動車の普及促進を図るとともに、情報発信など実用化に役立つ環境整備に取り組むこと。
2. 地域やNPO等による小水力発電の導入は、「エネルギーの地産地消」や環境教育に資する取組であり、これを積極的に支援すること。あわせて、府有資産・施設を活用した府による主体的な取組も行うこと。
3. 京都版CO₂排出量取引制度については、普及啓発、相談助言、マッチングの拡充を図り、制度の活用を推進すること。
4. 都市部の緑を増やす数値目標を設定し、街路樹、公園植樹、ビルの屋上・壁面緑化など都市緑化事業、雨水利用システムの導入等、ヒートアイランド対策を充実すること。
5. 京都府内産材の消費拡大を図るため、緑の公共事業を一層推進するとともに、民間への働きかけの強化、ウッドマイレージCO₂認証制度のインセンティブの拡充を図るなど、効果的な施策の展開を図ること。

6. 実用性あるエネルギー施策の推進にあたっては、脱原発依存や環境と経済の両立という視点を踏まえつつ、府民や事業者への周知啓発を図り、創エネ・省エネ等の取組を喚起する支援策を展開すること。あわせて、LNGやメタンハイドレートの開発も含め、エコ・エネルギー産業の育成と振興に取り組むこと。



平和・人権の京都

1. 人権を尊重する家庭教育や学校教育、企業内研修などを促進するとともに、相談体制の充実と被害者支援に努めること。
2. 性的マイノリティーの人々への偏見・差別を無くし、理解を深める啓発活動を行うとともに、人権相談体制を強化すること。
3. 犯罪被害者支援体制の拡充を図るため、相談窓口の設置と対応能力向上に係る研修の充実、府民への広報周知を行うとともに、関係機関との連携を強化すること。
4. 矯正施設退所後の障がい者・高齢者に対する福祉的支援については、地域生活定着支援センターの機能拡充を図るとともに、支援体制の充実と受入先確保のため、関連機関との連携を促進すること。
5. 留学生の受け入れ環境を整備するため、住宅確保や生活全般にかかる相談体制を拡充するとともに、日本・京都での就労を支援すること。あわせて、京都府民と留学生との交流など、多文化理解を促進する事業を拡充すること。
6. 外国籍府民の人権擁護に取り組むとともに、相談体制の拡充や支援策の充実を図ること。外国籍府民子弟の教育についても、適切な教育環境を整備すること。



住みよい京都づくり

1. 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は、府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。あわせて、無事故の工事となるよう安全対策を強化すること。
 - (1) 雪寒地域道路事業の促進。
 - (2) 市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅(交差点右左折車線確保)。
 - (3) 歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備の促進。
 - (4) ライフラインの共同溝化・電線地中化を計画的に推進。

2. 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化・気候変動・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装を一層促進すること。
3. 淀川水系の総合的な洪水対策の強化については、下流洪水時には瀬田川洗堰の全閉を前提とし、整備を急ぐこと。
 - (1) 桂川においては、住民理解を早期に求め、整備を促進すること。
 - (2) 宇治川においては、天ヶ瀬ダムの新開発を促進し、大戸川ダムの役割と効果の検証を国に求めること。
 - (3) 木津川については、危険箇所の整備を早急を実施すること。また木津川流域の天井川の危険箇所を早急に改修すること。
 - (4) 宇治川圏域の内水氾濫対策を強化すること。
 - (5) 西高瀬川や山科川などの氾濫対策を早急を実施すること。
4. 由良川の整備については、決壊箇所の修復と本川工事の早期完成とともに、内水排除を高めるため、危険箇所の再点検を国や地元自治体と連携しながら行うこと。
5. JR奈良線の高速化・複線化事業においては、第2期事業を着実に推進するとともに、全線複線化計画を具体化すること。
6. 京都丹後鉄道の利用者拡大策を支援すること。
7. 府営水道の経営においては3浄水場連結の効果を生かすこと。また設備更新については、受水市町の住民理解を十分に得ること。
8. 防災・減災の観点から、木造住宅密集地域における老朽住宅の建て替えや不燃化の促進・耐震化に資する施策を実施すること。
9. 分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士の有効利用を図ること。
10. 府営住宅の施策拡充について
 - (1) 府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化をより一層促進すること。あわせて、生活援助員(LSA: ライフサポートアドバイザー)による24時間見守り体制の確保や小規模多機能施設の設置などによるシルバーハウジング・プロジェクトを導入すること。
 - (2) 府営住宅の入居募集については、若い世代を誘導するなど多様な世代が入居できるよう努め、集合住宅の地域コミュニティの再生を図ること。
 - (3) 耐震改修事業を早期に完了するとともに、既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業なども計画的に推進すること。階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。

- (4) 家賃減額措置等を拡充するとともに、子育て世帯、年金生活者の安定居住にむけた支援策を強化できるよう国に求めること。府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用するなど、地球温暖化対策に配慮したものとすること。
 - (5) 府営住宅の指定管理者制度については、住民並びに自治会等に対し制度の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、住民サービスの向上に資すること。
 - (6) 府営住宅内の自治会等のあり方については、円滑な運営ができるよう助言を行うこと。
11. 空き家対策については、条例に即し、移住促進による有効活用、都市部での除却など地域性を勘案した実効性ある的確な施策を講じること。
 12. 地籍調査においては、まちづくりや災害復旧、適正な地権者の権利保護などに資するものとして、庁内体制を強化し、市町村との連携を一層図り、促進すること。
 13. 高齢者・障がい者をはじめ府民が安心できるまちづくりをめざし、駅や道路など各種施設のバリアフリー化を市町村・事業者と連携を図り一層促進すること。
 14. サービス付き高齢者向け住宅については、関係団体との連携のもと、積極的に導入を支援すること。
 15. 交通弱者対策においては、地域の交通需要に即した生活交通システムの導入・運営を図るため、市町村や関係団体と連携を図り、支援を行うこと。
 16. 買い物弱者対策については、地域の実情を踏まえ、事業者と連携を図りながら、対応策を積極的に講じていくこと。
 17. 府内の情報格差を是正するため、携帯電話不感地域や光ファイバー未整備地域の解消については、市町村や事業者と連携を図り、取り組むこと。あわせて、防災情報の受信が困難な地域については、最優先で取り組むこと。



自然と共生する京都

1. 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業活性化と振興策充実のための財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。
2. 新規就業者の育成・支援のため、IJUターン等による参入希望者への就業相談や研修支援を強化するとともに、農地確保やビジネス展開など、切れ目のない支援により定着を促すこと。あわせて、農商工連携による農業ビジネスに従事する担い手の育成を図ること。
3. 6次産業化、10次産業化の推進においては、ICTを活用した農林水産業の技術・経営の多角化、複合化を図り、高付加価値化に取り組むため、庁内体制を強化すること。
4. 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムの展開に必要な交流拠点や農林漁家民宿等の環境整備を図るとともに、体験型修学旅行の受入に積極的に取り組むこと。

5. 食品ロスの削減について、「フードバンク」の活用を進め、多くの企業・団体に参加を求めるとともに、家庭の余剰食品をフードバンクへつなげるなど、その取組を進めること。
6. ブランド京野菜等の生産量拡大のため、経営支援をはじめとする生産振興策の充実を図るとともに、販路拡大に努めること。
7. 京都産の野菜、茶、果物に含まれている健康増進効果等の機能性をアピールするなど、高付加価値化を支援し、優良品目、園地整備などの経営支援に努めること。
8. 府立農業大学校の農学科・研修科のカリキュラム充実に努め、京都府の農業を支える中核的かつ多様な人材を育成すること。
9. 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
10. 府立林業大学校の修学カリキュラムの充実を図り、野生鳥獣被害対策などの公共人材や林業事業体の経営力向上を支える人材育成に努めること。
11. 野生鳥獣被害対策においては、人材育成、人材確保策の充実を図り、鹿肉・猪肉の有効活用のための技術習得ができるような仕組みづくりを講じること。あわせて、防護ネットの整備等、ハード対策の強化に努めること。
12. ナラ枯れやマツクイムシなど森林病虫害対策においては、被害の拡大を防ぐため、迅速に対応するとともに、財政支援策を講じること。
13. 漁業従事者の担い手・育成支援のため、「海の民学舎」の充実を図るとともに、魅力ある漁業づくりのため、「海業」の各種施策を強化すること。





公明党

公明党京都府議会議員団